

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第5回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認 確認終了)</p> <p>本日の出席確認 3番豊田委員、9番森委員が欠席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名をさせて頂きます。4番 石丸委員、5番 一丸委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第21号 申請番号18番・19番・20番の説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。
徳丸委員	申請20番についてですが、国見町の方が安岐町で耕作するということでしょうか。
事務局	はい、そうです。
議長	他に意見・質疑はありませんか。
	(意見・質疑なし)

	それでは、議案第21号について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第21号については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第22号 申請番号3番・4番・5番についての説明が事務局よりありましたか、ご質疑はございませんか。
佐藤副会長	申請番号4番に始末書が添付されていないので、読み上げて説明してください。
事務局	(始末書を読み上げて説明)
議長	他に質疑はございませんか
	(質疑なし)
	それでは、議案第22号について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第22号については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第23号 農地法第5条の規定による事業変更申請について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第23号 申請番号1番について事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。

吉本委員	転用期間が4月19日から8月22日までとなっていますが、8月23日になつたら誰が確認するのでしょうか。
事務局	申請地が農地に戻りましたら、業者から完了報告書と現場写真を提出してもらうので、それで確認します。
議長	その他、ご質疑はございませんか。  (質疑なし)
	それでは、議案第23号 農地法第5条の規定による事業変更申請について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	次に、議案第24号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第24号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありました が、ご質疑はございませんか。
	(質疑なし)
	それでは、議案第24号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第24号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。
議長	次に、議案第25号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)

議長	議案第25号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありました が、ご質疑はございませんか。
	(質疑なし)
	それでは、議案第25号 農用地利用配分計画について承認さ れる方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第25号 農用地利用配分計画については、全会一致で承 認されました。
	次に、議案第26号 農地法の規定による非農地証明書の交付 について、説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	申請番号16番・17番・18番について事務局から説明があ りましたが、ご質疑はございませんか。
上原委員	これらの案件は、土地を動かそうと思い地目を調べたら農地で あることが判明し、農業委員会に伺いをたてるということだと思 いますが、こういった事例が多々あるのでしょうか。
事務局	はい、多いと思います。
上原委員	今後もこういう事例が上がってくるでしょう。
議長	こういうことが今後多く出てくると思いますが、農業委員、最 適化推進委員の農地の巡回や指導が大変重要になってくると考 えます。
吉本委員	今まで、非農地証明願の申請があった中で却下した事例があ りますか。
事務局	ここ昨年1年はありませんし、さらにその3年前も却下事例は ありません。

吉本委員	昔からそういったことは多いと思うので、5年以上経過していれば非農地として認めるような規定を設けたらどうでしょうか。わざわざ総会にかけなくともよいと思います。
議長	数年、数十年経ってから農地であることが判明した事例が多いですが、今回のように土地を動かす場合は、必ず農業委員会に申請を上げてもらい、総会にかけ承認を得ることとなっていますので、経過年数を設けて寛容な措置をとることはできないと考えます。
吉本委員	昔、農地に樹木を植えて何十年も経過し、今は山林の状態になっており、非農地として農業委員会に申請しないでそのままになっている例が多いと思います。
議長	今は、推進委員が農地の利用状況調査を毎年行っており、遊休農地の農地・非農地の判断を伺う通知を出し、今後の利用意向を確認しています。今後農地として利用しない場合は、非農地通知を地権者に送付しています。
吉本委員	地権者が法務局に行って地目変更をしなければ非農地にはならないということですね。
佐藤副会長	農業委員会が非農地通知のハガキを出せばその土地は農地ではなくなりますので、地権者が地目変更登記をするかしないかは本人の判断となります。
吉本委員	非農地通知を出した後は、農業委員会は関係ないということですか。
佐藤副会長	はい、そのとおりです。
議長	今回の3案件は、土地を動かそうということで提出されたものです。それでは、議案第26号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。
(全員挙手)	
議案第26号 農地法の規定による非農地証明書の交付につ	

	いては、全会一致で承認されました。
議長	次に、議案第27号 空き家に付随した農地の指定についての説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第27号 空き家に付随した農地の指定について事務局から説明がありましたが、ご質疑はございませんか。
佐藤委員	申請番号5番についてですが、空き家に付随するということで、田としては非常にいいです。空き家を借りた方・買った方が今後、荒らしたらなにもならないので、その前に地元の方と話ができるのでしょうか。農地組合法人等があるのでしょうか。
事務局	見地農地組合法人があります。
佐藤委員	そういうところと話ができるのでしょうか。
一丸委員	見地農地組合法人は中田の隣で地域外となりますが、中田で大規模に耕作している方がいます。
佐藤委員	そういう方が耕作してくれると一番いいのですが。 空き家を購入した瞬間に5反もの農地が付いてくるのですが、耕作してくれる人が決まっているのでしょうか。
事務局	耕作するということが決まってから、契約することになります。
佐藤委員	契約する前に、空き家に付随する農地を本人が耕作するのか等の話ができているのですね。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	他にはご意見はありませんか。
	(意見なし)

それでは、議案第27号 空き家に付随した農地の指定について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第27号 空き家に付随した農地の指定については、全会一致で承認されました。

次に報告事項をお願いします。

(報告事項なし)

議長

次に協議事項をお願いします。

(協議事項なし)

議長

その他について何かありますか。

事務局長

(農林水産省が令和4年2月2日に発出した「農地利用最適化活動の推進について」のガイドラインについて資料に沿って説明)

事務局次長

(連絡事項を説明)

事務局長

(第6回農業委員会総会日程を説明)

議長

何か他にありませんか。

(質問なし)

副会長、閉会の言葉をお願いします。

副会長

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。